

「生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について」

【改正の主旨】令和元年10月に行った、市立幼稚園での預かり保育の保育料改定以降、実際にお使いになられている実態について調査を行ってきた結果、無償化の対象とならない場合のご利用の理由として、保護者の方のパートタイム労働など短時間就労によるものが多くあったことが分かりました。

また、この間市民の皆さまから寄せられた声や議会でのご意見をふまえ、より実態に即したきめ細やかな対応として短時間就労及び多子世帯の経済的負担軽減、長期休業中の保育料の月額設定、さらに預かり保育のサービスの拡充として、現在行っていない水曜日の預かり保育を実施するための改正を行います。

【改正内容】

1 パートタイム労働など短時間の就労形態においても、預かり保育を150円/1hで利用できる要件(準新2号)を新たに設定

<現行>

①下記の要件を満たす者については、新2号認定となり、150円/1hの預かり保育料、かつ幼児教育の無償化の対象

(新2号認定要件※1)

居宅外労働	週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> 労働することを常態とする場合
居宅内労働	日常の家事以外に自宅で週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> 仕事をしている場合
出産	出産月とその前後2ヶ月の間
傷病・障がい等	疾病、障がい等を有している場合(医師が保育が困難と診断した場合)
看護・介護	親族に疾病、負傷、障がいのある人がいるため、週3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u> 看護・介護に当たっている場合
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
その他	次にあげるいずれかに該当する場合 ①求職のため昼間外出することを常態としている(起業準備を含む)。 ②技能取得のため昼間に職業訓練校等に通学している(週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u>)。 ③修学のため昼間学校等に通学している(週に3日以上かつ1月において <u>64時間以上</u>)。 ④児童虐待のおそれがある場合及び保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難な場合

※1 新2号認定とは、国の制度において、無償化の対象となる、保育の必要性があると認定される場合で、その認定要件は、生駒市の保育所入所基準に準拠している

② 上記以外の者は、300円/1h

<新たに「準新2号」を設定する>

・上記②の方のうち、下記要件を有する者を準新2号とし、預かり保育料を150円/1hとする

(無償化の対象にはなりません)

居宅外労働	1月において <u>48時間以上</u> 労働することを常態とする場合
居宅内労働	日常の家事以外に自宅で1月において <u>48時間以上</u> 仕事をしている場合
看護・介護	親族に疾病、負傷、障がいのある人がいるため、1月において <u>48時間以上</u> 看護・介護に当たっている場合
その他	②技能取得のため昼間に職業訓練校等に通学している(1月において <u>48時間以上</u>)。 ③修学のため昼間学校等に通学している(1月において <u>48時間以上</u>)。

2 きょうだいで利用時の負担軽減(多子減免)を新たに設定

同一世帯から2人以上が同一の市立幼稚園に在籍し、預かり保育を利用される場合、第2子以降の預かり保育の保育料の額は、0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(円)

きょうだい利用の場合	1号認定児(※2) 300/1h	新2号認定児・準新2号 150/1h
第1子	300	150
第2子以降	150	70

※2 1号認定児とは、幼稚園に就園している園児

3 預かり保育実施日時の拡充(水曜日の保育実施)

令和元年10月～令和2年3月まで実施した「桜ヶ丘幼稚園預かり保育モデル事業」の実績から、全ての市立幼稚園において、水曜日も預かり保育を実施する。

<現行> ・実施日時:月火木金 14:00～16:30

<改正案> ・実施日時:月火木金 14:00～16:30
水 11:30～16:30

4 長期休業期間中の1ヶ月の上限額(月額)を新たに設定(認定こども園生駒幼稚園、南こども園)

月額の設定は、各日額単価に基準日数分(概ね10.66日分※3)を乗じ、100円未満を四捨五入して算出

	預かり保育時間	1号認定児300/1h		新2号認定児・準新2号児150/1h	
		日額(10日以内利用の場合の1回の金額)	月額(11日以上利用した場合の上限額)	日額(10日以内利用の場合の1回の金額)	月額(11日以上利用した場合の上限額)
①	7:30～8:30	300	3,200	150	1,600
②	8:30～12:00	1,050	11,200	525	5,600
③	8:30～17:00	2,550	27,200	1,275	13,600
④	8:30～18:30	3,000	32,000	1,500	16,000
⑤	12:00～17:00	1,500	16,000	750	8,000
⑥	12:00～18:30	1,950	20,800	975	10,400
⑦	上記時間帯を組み合わせた場合		32,000		16,000

※3 保育園延長保育月額を定める基準日数

市立保育所延長保育料

日額300円の場合、月額を3,200円として設定(3,200÷300≒10.66日)

- ・③、④、⑤、⑥の時間帯利用については、別途、給食代(240円/日)とおやつ代(40円/日)が必要
- ・月額も、きょうだい利用時は、半額とする

○市立幼稚園の預かり保育は、4月23日から実施予定です。